○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十七条の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十九日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の一部を改正する省令

株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令（平成二十年財務省、農林水産省、経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第一（第６条関係） 第１号様式 第　　期末（　　年　　月　　日現在）貸借対照表 ［表略］ （記載上の注意） １　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 ⑴　［略］ ⑵　次に掲げる会計方針に関する事項 ［①～⑨　略］ ⑩　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。） ⑪　［略］ ⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項 ①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの ②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額 ③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ⑷　［略］ ⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 ⑹～㉕　［略］ ［２～６　略］	**別表第一**（第６条関係） 第１号様式 第　　期末（　　年　　月　　日現在）貸借対照表 ［同左］ （記載上の注意） １　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 ⑴　［同左］ ⑵　［同左］ ［①～⑨　同左］ ［加える。］ ⑩　［同左］ ［加える。］ ⑶　［同左］ ⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項 ⑸～㉔　［同左］ ［２～６　同左］